

答 申

第 1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、部分開示とした「教職員健康審査会議会議記録」、  
「宮城県教職員健康審査会議審査資料」及び「復帰訓練報告書」に記載さ  
れている個人情報のうち、異議申立ての対象となった個人情報を、別表 1  
の「審査会の判断」のとおり開示することが妥当である。

第 2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成 21 年 3 月 12 日、個人情報保護条例（平成 8 年宮城  
県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、  
宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「  
校長が提出した本人に関する話し合いの全内容及び  
校長が提出した本人に関する報告書等全て」との内容の個人情  
報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書と  
して、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

- (1) 平成 年 月 日付け教職員健康審査会議会議記録
- (2) 平成 年 月 日付け宮城県教職員健康審査会議審査資料
- (3) 平成 年 月 日付け復帰訓練報告書

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」と  
いう。）を行い、一部について開示しない理由を次のとおり付して、平成  
21 年 3 月 26 日付けで異議申立人に通知した。

イ 条例第 18 条第 1 項第 2 号該当

対象文書には、請求者本人以外の個人に関する情報が含まれており、  
当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの又は特定の個  
人を識別することはできないが、開示することにより、当該本人以外  
の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

ロ 条例第 18 条第 1 項第 6 号八該当

対象文書には、請求者に関する復帰訓練の状況や結果等についての関係者による意見・評価等、また疾病や健康状態等についての医学的見地からの心証・判定等の情報が含まれている。これらの情報が開示された場合、健康審査会議の公正な審議や円滑な執行に支障が生じ、又は医療面、勤務態様面等に係る適切な指導等を行うことへの妨げになるなど、当該会議を実施する目的、意味が失われるおそれがあるもの

- 3 異議申立人は、平成 21 年 4 月 7 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、部分開示された個人情報の全面開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載等によると、おおむね以下のとおりである。

非開示とされている部分の内容は、自分の情報であるので、全ての事実を知りたい。次回の自分自身の行動に役立てたい。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

実施機関は、当時病気休職中であった異議申立人が、宮城県教職員健康診査取扱要領（平成 18 年 3 月 20 日付け福第 229 号宮城県教育長通知。）以下「要領」という。）に基づき、学校における復帰訓練（以下「訓練」という。）を受けることを承認した。訓練修了後、実施機関は、教職員健康審査会議（以下「会議」という。）を開催し、異議申立

人に関する医療行為又は勤務上の制限の必要性の有無及びその程度について、宮城県教育委員会健康管理医（健康審査担当）設置要綱（平成 17 年 9 月 9 日付け福第 97 号宮城県教育長通知。）以下「要綱」という。）に基づき設置された健康管理医（健康審査担当）（以下「健康管理医」という。）による審査を行った。

本件行政文書は、実施機関が会議内容を記録した教職員健康審査会議会議記録（以下「会議録」という。）、実施機関が会議の基礎資料として作成した宮城県教職員健康審査会議審査資料（以下「審査資料」という。）及び会議資料に添付した、学校長等が作成した復帰訓練報告書（以下「報告書」という。）である。

## 2 条例第 18 条第 1 項第 2 号該当性について

本件行政文書には、異議申立人本人以外の個人に関する情報が含まれており、開示することにより、当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 18 条第 1 項第 2 号に該当するものである。

## 3 条例第 18 条第 1 項第 6 号八該当性について

本件行政文書には、異議申立人に関する復帰訓練の状況又は結果等についての学校長及び教育長の評価及び意見等、また異議申立人の疾病又は健康状態等についての健康管理医による医学的見地からの心証、評価及び判定等の情報が含まれている。これらを開示することにより、会議の公正な審議若しくは円滑な執行に支障が生じ、又は医療面、勤務態様面等に係る適切な指導等を行うことへの妨げになるなど、会議を実施する目的、意味が失われるおそれがあるため、条例第 18 条第 1 項第 6 号八に該当するものである。

## 第 5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念にのっとり、条例を解釈し、以下のと

おり判断する。

## 2 本件行政文書について

本件行政文書は，実施機関の説明によれば，要領の規定等により作成された以下の資料により構成されている。

### (1) 「復帰訓練日誌」

異議申立人が，訓練を受けながら作成し，校長に提出したもの（以下「日誌」という。）

### (2) 「復帰訓練報告書」

訓練修了後，学校長が作成し，日誌を付して実施機関に提出したものの

### (3) 「宮城県教職員健康審査会議審査資料」

実施機関が，会議の基礎資料として作成したもの

### (4) 「教職員健康審査会議会議記録」

実施機関が，会議終了後，会議の内容を記録したもの

当審査会では，実施機関から本件行政文書の提示を受けてインカメラ審理を行い，本件行政文書のうち実施機関が非開示と判断した部分の妥当性について，以下のとおり審議を行った。

## 3 条例第 18 条第 1 項第 2 号該当性について

条例第 18 条第 1 項第 2 号では，非開示情報として，開示請求に係る個人情報以外の個人に関する情報であって，当該情報に含まれる記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，なお当該本人以外の個人の権利利益を侵害するおそれのあるものが掲げられ，開示することにより，第三者の権利利益を侵害するおそれがあるものについては，開示をしない旨規定している。

本件行政文書のうち，報告書には，「訓練中の本人の状況」として，学校長が訓練中に見聞きした，異議申立人以外の第三者に関する情報が含まれており，実施機関は，これら第三者に関する情報は，同号に該当すると判断して非開示とした旨主張する。

しかしながら，実施機関が非開示とした情報には，担当学級内における第三者の言動に関するものであっても，当時その場に居た異議申立人が了知していると認められるものも含まれており，当該部分については，同号

ただし書きイ「慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると認められることから、開示することが妥当である。

また、実施機関が非開示とした情報には、異議申立人と第三者の言動に関するものが混在し、異議申立人が了知していると断言できないものも含まれているが、当該部分についても、開示することにより第三者の権利利益を侵害するものとは言えないことから、同号に該当するとは認められず、開示することが妥当である。

#### 4 条例第 18 条第 1 項第 6 号該当性について

条例第 18 条第 1 項第 6 号では、非開示情報として、県又は他の地方公共団体の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるものが掲げられ、同号八は、「八 指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ」があるものについては、開示しない旨規定している。

##### (1) 会議録における健康管理医の氏名について

本件行政文書のうち、会議録には、会議に出席し、発言を行った健康管理医の氏名（氏のみの場合も含む。以下同じ。）が含まれている。

実施機関の説明によれば、健康管理医は、医療面及び勤務対応面において、医学的知見に基づきながら客観的かつ公正な視点に立って判定する立場にあり、ありのままを率直に評価できることを担保する必要があることから、会議の開催及びその内容は非公開としており、要綱の規定により委嘱した健康管理医の氏名も公表していない。その上で、本件開示請求に対して実施機関は、要綱の規定により健康管理医は県の非常勤職員とされていること及び条例の原則開示の理念にかんがみ、出席した健康管理医の氏名については開示したものの、発言者欄にある健康管理医の氏名については、発言内容と併せて開示することにより、健康管理医に対して、対象教職員から不当な圧力が発生するなどして、会議における公正な審議又は円滑な執行ができなくなることが懸念されることから、同第 6 号八に該当すると判断し、非開示とした旨主張する。

会議における審査結果によっては、対象教職員は復帰後の勤務に制限を加えられ、あるいは勤務に復帰できないなど、審査にあたる健康管理医の評価及び判定の影響力は大きいと考えられる。このことから、発言した健康管理医の氏名を開示することにより、公正な審議又は円滑な執行ができなくなることが懸念されるとする実施機関の主張は理解できる。

しかしながら、実施機関が非開示とした部分には、司会進行など、心証、評価及び判定とは無関係の発言を行っている健康管理医の氏名も含まれており、当該部分については、同第6号八に該当するとは認められず、開示することが妥当である。

さらに、実施機関が非開示とした部分には、診察当時の異議申立人の発言を引用した内容であって、訓練修了後に異議申立人を診察した担当医の氏名であることが了知できる部分も含まれており、当該部分についても同第6号八に該当するとは認められず、開示することが妥当である。

## (2) 会議録における健康管理医の発言内容について

会議録には、健康管理医の発言内容も含まれている。

実施機関の説明によれば、当該発言内容には、審査の対象となる教職員にとっては必ずしも好ましくない心証及び評価に関する内容も含まれていること及びそれらを公開すれば、健康管理医は、内容に不服を抱いた教職員から個人的な反感を買うことなどをおそれて、率直な発言を差し控え、当該教職員による復職の意志を汲んだだけの「事なかれの」評価及び判定を行う懸念があることから、会議の内容は非公開としている。その上で、本件開示請求に対して実施機関は、条例の原則開示の理念にかんがみ、当該発言内容の情報のうち、異議申立人に関する客観的事実並びに別途異議申立人に対して通知した審査結果及び判定内容に同様と認められるものについては、既に異議申立人が了知しているものと認め、開示したが、その他のものについては、開示することにより、会議における公正な審議若しくは円滑な執行又は医療面、勤務態様面等に係る適切な指導を行う事への妨げになるなど、会議を実施する目的、意味が失われることが懸念されることから、同第6号八に該当すると判断し、非開示とした旨主張する。

上記(1)のとおり、健康管理医の発言内容の情報を開示することにより、公正な審議若しくは円滑な執行又は対象教職員に対する適切な指導等ができなくなることが懸念されるとする実施機関の主張は理解できる。

しかしながら，当審査会において，非開示部分について検討を行った結果，次の から までに該当すると認められる情報については，同第6号八に該当するとは認められず，開示することが妥当である。

異議申立人に関する客観的な事実に関する情報と認められるもの  
健康管理医が異議申立人の発言をそのまま引用したと認められる  
情報

異議申立人に対する心証，評価及び判定の要素が含まれていない  
と認められる情報

一部に異議申立人に対する心証，評価及び判定の要素が含まれて  
いるが，開示しても，事務事業に支障を来すおそれはないと認めら  
れる情報

(3) 報告書における学校長の報告内容について

本件行政文書のうち，報告書には，要領の規定による項目若しくは任意の項目ごとに，学校長が把握した訓練の状況及び問題点並びにそれらの事実に関する学校長の評価及び意見が含まれている。

実施機関は，当該報告内容のうち，学校長が把握した状況及び問題点等，異議申立人に関する客観的事実と認められる情報については，既に異議申立人も了知しているものと認め，開示したものの，その他の情報については，訓練における異議申立人に係る指導，評価及び意見の事務事業に関するものであり，開示することにより，学校長が，内容に不服を抱いた教職員から個人的な反感を買うことなどをおそれて，率直な評価及び意見ができなくなり，教職員の指導等にも支障を来すなど，今後も実施される訓練における指導及び評価に支障を来す懸念があること等から，同第6号八に該当すると判断し，非開示とした旨主張する。

本件行政文書が，健康管理医による審査の基礎資料の一つとされていることから，学校現場における学校長の評価及び意見は，健康管理医による医学的見地からの評価と並んで，審査に及ぼす影響は大きいと考えられる。このことから，開示することにより，訓練における指導及び評価の事務事業に支障を来すことが懸念されるとする実施機関の主張は理解できる。

しかしながら，当審査会において，非開示部分について検討を行った結果，次の から までに該当すると認められる情報については，同第6号八に該当するとは認められず，開示することが妥当である。

異議申立人に関する客観的な事実に関する情報と認められるも

の

学校長の異議申立人に対する評価及び意見の要素が含まれていないと認められる情報

既に開示している情報又は当審査会による検討の結果、開示することが妥当と認めた情報と同様と認められるもの

一部に異議申立人に対する評価及び意見の要素が含まれているが、開示しても、事務事業に支障を来すおそれはないと認められる情報

(4) 報告書における教育長の意見内容について

報告書には、教育長の意見が含まれている。

実施機関は、当該意見も、学校長による意見と同様の理由により同第6号八に該当すると判断し、非開示とした旨主張する。

しかしながら、実施機関が非開示とした情報は、既に開示している情報又は当審査会による検討の結果、開示することが妥当と認めた情報と同様と認められるものであって、同第6号八には該当せず、開示することが妥当である。

(5) 審査資料の内容について

実施機関は、審査資料に含まれる情報についても、同第6号八に該当すると判断し、非開示とした旨主張する。

しかしながら、実施機関が非開示とした情報は、既に開示している情報又は当審査会による検討の結果、開示することが妥当と認めた情報と同様と認められるものであって、同第6号八には該当せず、開示することが妥当である。

## 5 結論

当審査会は、上記1から4までを踏まえ、実施機関が非開示とした部分について具体的に検討し、最終的には条例第50条第3項の規定により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表2のとおりである。



別表 1 実施機関の判断に対する審査会の判断

ページ	実施機関の判断			審査会の判断			
	記載欄	本件行政文書のうち 非開示とした部分	非開示条項	非開示条項	結論	該当部分	判断の根拠
2	発言者欄	1行目 健康管理医の氏名	6号八		開示	全部	4 - (1)
	発言内容欄	9行目1文字目から 9文字目まで	6号八		開示	全部	4 - (2) - ,
		9行目20文字目から 10行目11文字目まで	6号八		開示	9行目20文字目から 10行目1文字目まで	4 - (2) - ,
				6号八	非開示	10行目2文字目から 11文字目まで	
		23行目9文字目から 26行目6文字目まで	6号八	6号八	非開示	23行目9文字目から 24行目13文字目まで	
					開示	24行目14文字目から 25行目20文字目まで	4 - (2) - ,
		6号八	非開示	25行目21文字目から 26行目6文字目まで			
27行目3文字目から 28行目4文字目まで	6号八	6号八	非開示	全部			
2 ・ 3 3 欄	発言内容欄	2頁 36行目1文字目から 3頁 2行目7文字目まで	6号八	6号八	非開示	2頁 36行目1文字目から 3頁 1行目28文字目まで	
					開示	3頁 1行目29文字目から 2行目7文字目まで	4 - (2) -
3	発言者欄	1行目 健康管理医の氏名	6号八		開示	全部	4 - (1)
		3行目 健康管理医の氏名	6号八		開示	全部	4 - (1)

ページ	実施機関の判断			審査会の判断			
	記載欄	本件行政文書のうち 非開示とした部分	非開 示条 項	非開 示条 項	結論	該当部分	判断の 根拠
3	発言者欄	4行目 健康管理医の氏名	6号八	6号八	非開示	全部	
		6行目 健康管理医の氏名	6号八	6号八	非開示	全部	
		8行目 健康管理医の氏名	6号八	6号八	非開示	全部	
	発言内容欄	17行目 26文字目から 18行目 31文字目まで	6号八	6号八	非開示	全部	
		20行目 12文字目から 21行目 8文字目まで	6号八	6号八	非開示	20行目 12文字目から 20行目 33文字目まで	
	開示	21行目 1文字目から 8文字目まで			4 - (2) -		
4	「概要」欄	8行目 1文字目から 11行目 43文字目まで	6号八		開示	8行目 1文字目から 9行目 2文字目まで	4 - (5)
				6号八	非開示	9行目 3文字目から 34文字目まで	
					開示	9行目 35文字目から 11行目 43文字目まで	4 - (5)
		12行目 1文字目から 16行目 24文字目まで	6号八		開示	12行目 1文字目から 14行目 27文字目まで	4 - (5)
				6号八	非開示	14行目 28文字目から 15行目 13文字目まで	
					開示	15行目 14文字目から 21文字目まで	4 - (5)
				6号八	非開示	15行目 22文字目から 16行目 8文字目まで	
			開示	16行目 9文字目から 24文字目まで	4 - (5)		

ページ	実施機関の判断			審査会の判断			
	記載欄	本件行政文書のうち 非開示とした部分	非開示条項	非開示条項	結論	該当部分	判断の根拠
4	「概要」欄	17行目1文字目から 18行目21文字目まで	6号八		開示	全部	4 - (5)
5	「訓練中の本人の状況」欄	2行目16文字目から 5行目14文字目まで	6号八		開示	2行目16文字目から 3行目17文字目まで	4 - (3) -
				6号八	非開示	3行目18文字目から 4行目11文字目まで	
					開示	4行目12文字目から 5行目14文字目まで	4 - (3) -
	「教職員」欄	2行目1文字目から 3行目6文字目まで	6号八		開示	全部	4 - (3) -
	「所属長意見」欄	1行目1文字目から 8行目38文字目まで	6号八		開示	1行目1文字目から 6行目15文字目まで	4 - (3) -
				6号八	非開示	6行目16文字目から 7行目15文字目まで	
				開示	7行目16文字目から 23文字目まで	4 - (3) -	
6号八				非開示	7行目24文字目から 8行目24文字目まで		
				開示	8行目25文字目から 38文字目まで	4 - (3) -	
「教育長の意見」欄	1行目1文字目から 3行目13文字目まで	6号八		開示	全部	4 - (4)	
10		11行目1文字目から 12行目25文字目まで	6号八		開示	全部	4 - (3) -

ページ	実施機関の判断			審査会の判断				
	記載欄	本件行政文書のうち 非開示とした部分	非開示条 項	非開示条 項	結論	該当部分	判断の 根拠	
10		22 行目 19 行目から 24 行目 43 文字目まで	6 号八	6 号八	非開示	22 行目 19 文字目から 23 行目 26 文字目まで		
					開示	23 行目 27 文字目から 24 行目 43 文字目まで	4 - (3) -	
11		18 行目 41 文字目から 19 行目 18 文字目まで	6 号八	6 号八	非開示	全部		
				6 号八	6 号八	非開示	20 行目 2 文字目から 39 文字目まで	
						開示	20 行目 40 文字目から 23 行目 5 文字目まで	4 - (3) -
				6 号八	非開示	23 行目 6 文字目から 24 行目 22 文字目まで		
				6 号八	6 号八	開示	27 行目 35 文字目から 29 行目 9 文字目まで	4 - (3) -
					6 号八	非開示	29 行目 10 文字目から 19 文字目まで	
						開示	29 行目 20 文字目から 24 文字目まで	4 - (3) -
				6 号八	6 号八	6 号八	非開示	33 行目 36 文字目から 35 行目 10 文字目まで
	開示	35 行目 11 文字目から 19 文字目まで	4 - (3) -					

ページ	実施機関の判断			審査会の判断				
	記載欄	本件行政文書のうち 非開示とした部分	非開示条 項	非開示条 項	結論	該当部分	判断の 根拠	
12		11 行目 25 文字目から 16 行目 19 文字目まで	2 号・ 6 号八	6 号八	非開示	11 行目 25 文字目から 12 行目 35 文字目まで		
					開示	12 行目 36 文字目から 14 行目 38 文字目まで	3	
				6 号八	非開示	14 行目 39 文字目から 16 行目 11 文字目まで		
					開示	16 行目 12 文字目から 19 文字目まで	3	
13		3 行目 17 文字目から 4 行目 17 文字目まで	6 号八	6 号八	非開示	全部		
					開示	全部	4 - (3) -	
				6 号八	6 号八	非開示	全部	
				6 号八		開示	全部	4 - (3) -
				6 号八		開示	全部	4 - (3) -
				2 号・ 6 号八	2 号・ 6 号八	非開示	全部	
				2 号・ 6 号八	2 号・ 6 号八	非開示	全部	
				2 号・ 6 号八		開示	全部	3 , 4 - (3) -
				6 号八	6 号八	非開示	全部	
				2 号・ 6 号八	2 号・ 6 号八	非開示	全部	

(注1)

「本件行政文書のうち非開示とした部分」とは、連続した文章単位ではなく、非開示部分単位により記載してある。

(注2)

別表1に示した「行目」とは、文字が記載されている行(頁の冒頭に標題がある場合は、それも含めて)の一番上を1行目として、順次数え上げたものである。

ただし、文書の様式として、項目ごとの記載欄がある場合には、当該記載欄ごとに行数を数え上げている。

(注3)

別表1に示した「文字目」とは、1行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を1文字目とし、順次数え上げたものである。

ただし、文書の様式として、項目ごとの記載欄がある場合には、当該記載欄ごとに文字数を数え上げている。

なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし、空白は除いてある。

また、誤字等を含む記載であっても、実際の記載のとおり数え上げている。

(注4)

別表1に示した「判断の根拠」とは、答申の該当部分を記号化して記載してある。

例) 「第5 審査会の判断」のうち、「4 条例第18条第1項第6号該当性について」の「(1) 会議録における健康管理医の氏名について」部分に記載された審査会の判断を根拠としている場合には、「4 - (1)」としてある。

## 別表 2

## 審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
21 . 4 . 16	○ 諮問を受けた。(諮問乙第57号)
21 . 5 . 27 (第130回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21 . 6 . 24 (第131回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21 . 7 . 22 (第132回審査会)	○ 実施機関から非開示理由等を聴取した。
21 . 8 . 21 (第133回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21 . 9 . 29 (第134回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21 . 10 . 28 (第135回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21 . 11 . 25 (第136回審査会)	○ 事案の審議を行った。
21 . 12 . 17 (第137回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 1 . 26 (第138回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 2 . 24 (第139回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 3 . 18 (第140回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 4 . 23 (第141回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 5 . 26 (第142回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 6 . 25 (第143回審査会)	○ 事案の審議を行った。
22 . 7 . 26 (第144回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成22年8月30日現在)

氏名	区分	備考
い さか まさ ひろ 井 坂 正 宏	学識経験者	会長職務代理者
お の じゅんいちろう 小 野 純一郎	法律家	
たま やま なお み 玉 山 直 美	法律家	会長
にし いずみ あき お 西 泉 彰 雄	学識経験者	
ほそ かわ みちこ 細 川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	

(五十音順)